保医発 1030 第１号
令和８年 10 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和８年 11 月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添１　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

別添２　「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

別添１

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００４－２（４）コの次に次を加える。

サ　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査（次世代シーケンシング）及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査（次世代シーケンシング）

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００６－１９（１）カ⑬の次に次を加える。

⑭　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査

３　別添１の第２章第 13 部第１節Ｎ００２（12）の次に次を加える。

(13)　ＦＯＬＲ１タンパクは、再発卵巣癌患者に対して、抗葉酸受容体α抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、ＨＱリンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に、本区分の「６」ＡＬＫ融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし、再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には、関連学会の定めるガイダンスに沿って実施した場合に限り、初発卵巣癌患者に対しても算定できるが、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間の１回に限り算定できる。

別添２

「特定保険医療材料の定義について」
（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

１　別表のⅡの 060（１）②を次のように改める。

②　骨片又はステムを固定することを目的に、単独又は固定用内副子（プレート）若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。

２　別表のⅡの 060（３）①イの次に次を加える。

ウ　ステムの固定に使用する場合、人工肩関節用材料・上腕骨側材料・上腕骨ステム・標準型と併用するものであること。

（別添１参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００４　（略） Ｄ００４－２　悪性腫瘍組織検査 （１）～（３）　（略） （４）　「１」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～コ　（略） サ　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査（次世代シーケンシング）及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査（次世代シーケンシング） （５）～(15)　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～Ｄ００４　（略） Ｄ００４－２　悪性腫瘍組織検査 （１）～（３）　（略） （４）　「１」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～コ　（略） （新設） （５）～(15)　（略）

Ｄ００４－３～Ｄ００６－18　（略）	Ｄ００４－３～Ｄ００６－18　（略）
Ｄ００６－19　がんゲノムプロファイリング検査	Ｄ００６－19　がんゲノムプロファイリング検査
（１）　固形腫瘍を対象とする場合	（１）　固形腫瘍を対象とする場合
ア～オ　（略）	ア～オ　（略）
カ　「注２」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「Ｂ０１１－５」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(１)のイからオまでを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。	カ　「注２」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「Ｂ０１１－５」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(１)のイからオまでを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。
①～⑬　（略）	①～⑬　（略）
⑭　神経膠腫におけるＢＲＡＦ遺伝子検査及びＢＲＡＦ融合遺伝子検査	（新設）
（２）　（略）	（２）　（略）
Ｄ００６－20～Ｄ０２５　（略）	Ｄ００６－20～Ｄ０２５　（略）
第２款　（略）	第２款　（略）
第２節～第４節　（略）	第２節～第４節　（略）
第４部～第 12 部　（略）	第４部～第 12 部　（略）
第 13 部　病理診断	第 13 部　病理診断

第１節　病理標本作製料	第１節　病理標本作製料
Ｎ０００・Ｎ００１　（略）	Ｎ０００・Ｎ００１　（略）
Ｎ００２　免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	Ｎ００２　免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
（１）～(12)　（略）	（１）～(12)　（略）
(13)　ＦＯＬＲ１タンパクは、再発卵巣癌患者に対して、抗葉酸受容体α抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、ＨＱリンカーを用いた免疫組織化学染色法により病理標本作製を行った場合に、本区分の「６」ＡＬＫ融合タンパクの所定点数を準用して算定する。ただし、再発リスクが高い場合や既存治療で十分な効果が得られない可能性が高い場合には、関連学会の定めるガイダンスに沿って実施した場合に限り、初発卵巣癌患者に対しても算定できるが、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間の１回に限り算定できる。	（新設）
Ｎ００３～Ｎ００５－７　（略）	Ｎ００３～Ｎ００５－７　（略）
第２節　（略）	第２節　（略）
第 14 部　（略）	第 14 部　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）

（別添２参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和８年３月５日保医発 0305 第４号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～059　（略） 060　固定用内副子（スクリュー） ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　（略） ②　骨片<u>又はステム</u>を固定することを目的に、単独又は固定用内副子（プレート）若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。 ③　（略） ⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①　一般スクリュー（生体用合金Ⅰ）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） <u>ウ　ステムの固定に使用する場合、人工肩関節用材料・上腕骨側材料・上腕骨ステム・標準型と併用するものであるこ</u>	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～059　（略） 060　固定用内副子（スクリュー） ⑴　定義 次のいずれにも該当すること。 ①　（略） ②　骨片を固定することを目的に、単独又は固定用内副子（プレート）若しくは固定用金属ピン・一般用・プレート型と併用して使用するスクリュー又は固定具であること。 ③　（略） ⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①　一般スクリュー（生体用合金Ⅰ）・標準型 次のいずれにも該当すること。 ア・イ　（略） （新設）

と。 エ　（略） ②～⑥　（略） 061～247　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）	 ウ　（略） ②～⑥　（略） 061～247　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）